

令和7年度旭川市農業委員会第12回総会議事録

- 1 開催日 令和8年3月25日(水曜日)
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後2時10分閉会
- 3 開催場所 旭川市総合庁舎7階 大会議室C
- 4 出席委員 25名
 - 1番 橋本 幸博
 - 2番 北原 浩美
 - 3番 佐藤 博則
 - 4番 吉田 豪人
 - 5番 市田 敏行
 - 6番 佐藤 絢也
 - 7番 佐藤 慎二
 - 8番 川上 和幸
 - 9番 小出 範之
 - 10番 中島 張
 - 11番 湯浅 光二
 - 12番 楠 栄
 - 13番 請川 幹恭
 - 14番 石尾 卓也
 - 15番 只石 博幸
 - 16番 柿木 和恵
 - 17番 廣田 健太郎
 - 18番 廣瀬 康行
 - 19番 小竹 一茂
 - 20番 山中 泰典
 - 21番 千代 圭
 - 22番 佐藤 博則
 - 23番 鈴木 剛
 - 24番 高橋 一政
 - 25番 前田 靖雄
 - 26番 山田 孝
 - 27番 滝川 岳雪
- 5 欠席委員 3番 松原 朗
- 6 事務局職員 佐藤事務局長 有馬事務局次長 西村副主幹
稲場副主幹 渡辺主査 斉藤主任
御前
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 22番 佐藤 博則 23番 鈴木 剛
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について
 - (3) 議案第3号 現地目証明願について(審議)
 - (4) 議案第4号 旭川市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令について
 - (5) 議案第5号 旭川市農業委員会農地等の利用最適化の推進に関する指針の改定について
 - (6) 議案第6号 令和8年度最適化活動の目標の設定等の策定について
 - (7) 議案第7号 令和8年度旭川市農業委員会活動計画の策定について
 - (8) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (9) 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について
 - (10) 報告第3号 農地所有適格法人の報告について
 - (11) 報告第4号 農地法第18条の規定による通知について
 - (12) 報告第5号 現地目証明願について(専決)
 - (13) 報告第6号 農業者老齢年金裁定請求について
 - (14) 報告第7号 農業委員会事務処理手数料の見直し案について

10 議事

- 議長（山田 孝） ただいまから、令和7年度旭川市農業委員会第12回総会を開会いたします。
- 本日の出席委員は25名でございます。
- 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- 欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。
- 事務局（有馬次長） 御報告申し上げます。本日の総会に、3番松原委員、8番川上委員から、欠席する旨の届出がございました。
- 以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 議席番号22番佐藤博則委員、23番鈴木委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
- また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
-
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹） 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
- 議案書の該当ページは1ページないし11ページでございます。
- 御審議いただきますのは、所有権移転が15件、賃貸借権の設定が3件、使用貸借権の設定が1件の合計19件でございます。
- 地区の内訳は、所有権移転が、東鷹栖地区5件、永山地区3件、江神地区2件、西神楽地区2件、東旭川地区3件、賃貸借権の設定が、東鷹栖地区2件、西神楽地区1件、使用貸借権の設定が、東鷹栖地区1件となっております。
- 番号1番、9番及び10番、13番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。
- 番号2番ないし5番、7番及び8番、11番、14番及び15番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
- 番号6番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に贈与し、譲受人が新規に就農して農業に精励する案件でございます。
- 番号12番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に贈与し、譲受人がすでに耕作している隣接地と併せて効率的に耕作しようとする案件でございます。

番号16番及び17番につきましては、貸主が所有する農地を借主を変更して貸付け、借主が農業に精励しようとする案件でございます。

番号18番につきましては、貸主が所有する農地を借主に貸付け、借主が新規に就農して農業に精励する案件でございます。

番号19番につきましては、貸主が経営移譲するため後継者である借主に所有する農地を貸付け、借主が農業に精励しようとする案件でございます。

いずれも、議案補足資料1ページないし19ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きます。日程第2議案第2号「農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（渡辺主査） 日程第2議案第2号「農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは13ページないし87ページでございます。

本件は農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき促進計画の案を添付して、同法第18条第11項に基づき促進計画を定めるよう北海道農業公社に要請しようとするものです。

今回の要請に基づき北海道農業公社から促進計画の認可申請があった場合に、再度の総会の議決によらず公社の申請のとおり促進計画を認可することも併せて審議いただくものでございます。

御審議いただきます促進計画の作成を要請する案は、利用権設定が159件でございます。

地区の内訳ですが、東鷹栖地区が23件、永山地区が38件、西神楽地区が6件、東旭川地区が92件となっております。

面積は414.77haでございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第12条の議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いた

します。

番号73番につきましては、滝川委員に関係がありますので、滝川委員は、発言及び表決についてはお控え願います。

それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（渡辺主査） 議案書の45ページ、番号73番は、期間満了再設定によるものでございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号73番について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、番号73番について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

○議長（山田 孝） 引き続き、議事参与の制限がある案件について審議いたします。

番号85番につきましては、請川委員に関係がありますので、請川委員は、発言及び表決についてはお控え願います。

それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（渡辺主査） 議案書の50ページ、番号85番は、期間満了再設定によるものでございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号85番について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、番号85番について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

○議長（山田 孝） 引き続き、議事参与の制限がある案件について審議いたします。

番号92番ないし114番につきましては、小竹委員に関係がありますので、小竹委員は、発言及び表決についてはお控え願います。

それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（渡辺主査） 議案書の52ページないし62ページ、番号92番ないし114番の23件は、全て期間満了再設定によるものでございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号92番ないし114番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、番号92番ないし114番について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

○議長（山田 孝） 引き続き、議事参与の制限がある案件について審議いたします。
番号121番につきましては、石尾委員に関係がありますので、石尾委員は、
発言及び表決についてはお控え願います。
それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（渡辺主査） 議案書の65ページ、番号121番は、期間満了再設定によるものでござい
ます。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号121番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、番号121番について「異議なし」と認め、議案のとおり決定い
たします。

○議長（山田 孝） 引き続き、議事参与の制限がある案件について審議いたします。
番号124番ないし146番につきましては、廣田委員に関係がありますの
で、廣田委員は、発言及び表決についてはお控え願います。
それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（渡辺主査） 議案書の67ページないし78ページ、番号124番ないし146番の23
件は、全て期間満了再設定によるものでございます。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号124番ないし146番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

- 議長（山田 孝） それでは、番号124番ないし146番について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。
- 議長（山田 孝） 引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。
- 事務局（渡辺主査） 議事参与制限の49件を除く110件について御説明いたします。
期間満了再設定が70件、借主変更が32件、稼働力不足による一部貸付が5件、参加する法人への全地貸付が2件、参加する法人への一部貸付が1件でございます。
なお、番号2番及び7番につきましては、既に北海道農業公社から賃貸借の権利を設定されている農地の借主変更になりますが、所有者と北海道農業公社の間の利用権設定の内容には変更はございません。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、ただいま事務局から説明のありました議事参与制限の49件を除いた110件について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、議案第2号について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。
-
- 議長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号「現地目証明願について（審議）」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（稲場副主幹） 日程第3議案第3号「現地目証明願について（審議）」を御説明いたします。
議案書の該当ページは89ページでございます。
江神地区で1件の願出がありました。
願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は届出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、議案第3号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、議案第3号について「異議なし」と認め、議案のとおり証明する

ことに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「旭川市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（斉藤主任） 日程第4報告第4号「旭川市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令について」を御説明いたします。
議案書の該当ページは91ページ、議案補足資料は20ページ及び21ページでございます。
本件につきましては、本年4月1日に予定されている機構改革において、農政部に農業委員会担当課が設置され、農業委員会事務局と併任となることから、分掌事務を整理するものでございます。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第5議案第5号「旭川市農業委員会農地等の利用最適化の推進に関する指針の改定について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹） 日程第5議案第5号「旭川市農業委員会農地等の利用最適化の推進に関する指針の改定について」を御説明いたします。
議案書の該当ページは93ページ、議案補足資料は22ページないし27ページでございます。
農地等の利用最適化の推進に関する指針とは、農業委員会法で策定が義務付けられているもので、農業委員会の最も重要な事務として位置づけられている「農地等の利用の最適化の推進」について10年後の目標と具体的な推進方法を定めるものであります。
本指針は農業委員の改選期である3年毎に検証・見直しを行うこととされており、本年は改選年に当たることから、見直しを行うものであります。
農地等の利用の最適化とは 遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進の3つを指し、指針ではそれぞれの具体的な目標、推進方法及び評価方法について定めております。
それでは見直し内容について御説明いたします。

議案補足資料22ページを御覧ください。

はじめに、「第1 基本的な考え方」として、本市農業の現状と課題を反映した、指針の基本的な考え方を追加しております。

次に、資料23ページないし27ページを順にご覧ください。

「第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法」以降に記載しております、さきほど述べました3つの農地利用の最適化項目について、それぞれ見直した内容を御説明いたします。

「1 遊休農地の発生防止・解消について」につきましては、指針の考え方に基づき、遊休農地の解消目標の目標時期を従来の3年後から10年後としております。

目標値及び目標設定の考え方につきましては、現状で遊休農地は発生していないため、今後も発生しないことを目標としておりますが、農業者の高齢化や、後継者不足による離農者の増加等により、新たな遊休農地の発生が懸念されるため、指針で示す遊休農地発生防止・解消の具体的な推進により、今後も遊休農地の発生防止に努めることとします。

また、守るべき農地を明確化するため、具体的な推進方法に「ウ 非農地判断について」を加えております。

続きまして、「2 担い手への農地利用集積・集約化について」につきましては、こちらも指針の考え方に基づき、担い手への農地利用集積目標の目標時期を従来の3年後から10年後としております。

目標値及び目標設定の考え方につきましては、現状の集積面積及び集積率はそれぞれ、11,618ha、84.80%で、「農林水産業・地域の活力創造プラン」で2023年度までの目標とされている

80%を上回る水準ではありますが、今後もさらなる集積・集約化を図るため、10年後の目標値は3%増の87.80%としております。

また、農地の所有者等を確知することができない農地が近年増加していることから、具体的な推進方法に「エ 所有者不明農地の取扱いについて」を加えております。

続きまして、「3 新規参入の促進について」につきましても、新規参入の促進目標の目標時期を従来の3年後から10年後としております。

目標値及び目標設定の考え方につきましては、現状の新規参入者数は17人で、前回の目標値16人を上回っておりますが、今後の新規参入者数についてはこれまでの実績から毎年1人とし、27人を目標値としております。

取得面積については、過去3年間の1人当たりの平均取得面積である1.2haとして算出しております。

最後に、資料27ページでございますが、見直し後の指針には、地域計画の目標を達成するための具体的な役割を加えることとされましたので、新たに「第3 地域計画の目標を達成するための役割」を加えております。

以上でございます。

御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長 (山田 孝) それでは、議案第5号について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

○議長 (山田 孝) 続きまして、日程第6議案第6号「令和8年度最適化活動の目標の設定等の策定について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局 (稲場副主幹) 日程第6議案第6号「令和8年度最適化活動の目標の設定等の策定について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは95ページ、議案補足資料は28ページないし30ページでございます。

本件は、農林水産省の経営局長通知により、毎年度3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定することとされているものです。

議案補足資料の28ページを御覧ください。

こちらには現在の体制と農家・農地等の概要を示しており、それぞれ直近のデータへ更新しております。

次に、29ページ以降の最適化活動の目標につきましては、項目といたしまして、先ほどの指針と同様に、「農地の集積」、「遊休農地の解消」、「新規参入の促進」があり、それらに加えて最適化活動を行う日数目標等があります。

以上の目標のうち、「農地の集積」、「遊休農地の解消」、「新規参入の促進」につきましては、指針と同じ目標を用い、それらに関連して直近のデータが必要な個所については、そのとおりデータを更新しております。

そのほか、30ページ中段、2の(1)最適化活動を行う日数目標につきましては、農地利用最適化交付金の実施要項で最高の評価点となる日数10日を来年度の目標といたしました。

以上でございます。

○議長 (山田 孝) それでは、議案第6号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長 (山田 孝) それでは、議案第6号について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

○議長 (山田 孝) 続きまして、日程第7議案第7号「令和8年度旭川市農業委員会活動計画の策定について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

- 事務局（稲場副主幹） 日程第7議案第7号「令和8年度旭川市農業委員会活動計画の策定について」を御説明いたします。
議案書の該当ページは97ページ、議案補足資料は31ページないし35ページでございます。
本件は年次計画として、毎年度定めているものであります。
議案補足資料31ページを御覧ください。
令和8年度の主な内容といたしましては、前文(ぜんぶん)で、本年度に実施される農業委員の改選後においても、活動に支障が生じないよう万全の体制で準備を進めることのほか、引き続き、農地利用の最適化に取り組んでいくとしております。
また、「3 農地対策の推進」につきまして、今後予定されている水田活用直接支払交付金の見直しについて、情報収集に努め、制度見直し後の円滑な農地の利用集積に向けた対応を行うとしております。
ほかに、議案補足資料34ページ及び35ページの行事予定表につきましては、現時点で関係機関等から示された情報をもとに作成しておりますので、今後変更となることがあります。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、議案第7号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 (意見なし。)
- 議長（山田 孝） それでは、議案第7号について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。
-
- 議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第8報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（御前） 日程第8報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。
議案書の該当ページは99ページないし102ページでございます。
本件につきましては、報告対象期間中に7件の届出があり、届出の内容は、全件が相続による所有権の移転でございました。
なお、地区ごとの内訳につきましては、東鷹栖地区2件、西神楽地区2件、東旭川地区3件となっております。
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第2号に基

づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第9報告第2号「農地法第5条の規定による届出について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（齊藤主任） 日程第9報告第2号「農地法第5条の規定による届出について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは、103ページでございます。

本件につきましては、市街化区域内の農地を共同住宅建築のために転用し、所有権を移転する案件でございます。

このことにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第10報告第3号「農地所有適格法人の報告について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（御前） 日程第10報告第3号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは105ページ、議案補足資料は36ページないし40ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に5の法人から報告書の提出がありました。

これらの法人につきまして、議案補足資料の「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第11報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（斉藤主任） 日程第11報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは107ページないし112ページでございます。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で11件、東旭川地区で3件、合計で14件ございました。

これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第4号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第12報告第5号「現地目証明願について（専決）」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（斉藤主任） 日程第12報告第5号「現地目証明願について（専決）」を御説明いたします。

議案書の該当ページは113ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に市街化区域内の土地における現地目証明の願出が2件あり、事務局で確認しましたところ現況は全て農採地以外でありました。

これらにつきましては、現地目証明事務処理要領第12条及び旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第5号に基づき、事務局長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第5号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第13報告第6号「農業者老齢年金裁定請求について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹） 日程第13報告第6号「農業者老齢年金裁定請求について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは、115ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に、旧制度の老齢年金請求が1件、新制度の老齢年金請求が1件、合わせて2件の裁定請求がありました。

これらにつきまして、請求内容が適正なことを確認しましたので、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第6号により、事務局長専決処理にて請求書を独立行政法人農業者年金基金へ送付したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第6号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第14報告第7号「農業委員会事務手数料の見直し案について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（齊藤主任） 日程第14報告第7号「農業委員会事務処理手数料の見直し案について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは117ページ、議案補足資料の該当ページは41ページでございます。

旭川市が定める「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改定版）では、使用料・手数料について、4年を目途に必要な見直しを行うことを基本としています。

前回の見直しは令和2年4月に行っており、次は令和6年に見直される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で適切なコスト算定ができずに見送りとなりました。このため令和8年10月からの新料金適用に向けて、見直し案が作成されました。

見直し案については、令和7年11月21日から12月29日までパブリックコメントが実施され、これを踏まえた修正案が令和8年2月に取りまとめられました。なお、農業委員会事務処理手数料についての意見等はなかったため、修正はありませんでした。

農業委員会では、現地目証明、耕作証明などの交付に当たり手数料を徴収しています。

現地目証明の場合、現行料金は1件1筆につき1,500円です。

過去3年（R4～R6）の実績に基づく算定コストは5,550円ですが、改定率1.5倍を上限とする激変緩和措置により、新料金は2,250円となります。

今後は、4月下旬に最終案の取りまとめ、6月に議会への関連議案の提案が予定されています。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第7号を終わります。

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。
これをもって、令和7年度旭川市農業委員会第12回総会を閉会いたします。

以上のおり会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員 佐藤 博則

署名委員 鈴木 剛